

駐車監視員活動ガイドライン

【中野 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中において、悪質性、危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 間		重点時間帯	備 考
1	特例都道420号	中野通り	中野5-31先中野駅北口交差点	南台4-1先	7:30-22	
2	主要地方道4号	青梅街道	中央5-19先	中央1-1先	7:30-22	
3	主要地方道25号	早稲田通り	中野5-41先	東中野3-14先上落合2丁目交差点	8:30-22	
4	主要地方道317号	山手通り	東中野3-14先上落合2丁目交差点	弥生町1-12先	7:30-22	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	区道	鍋横通り	中央4-1先鍋屋横町交差点	本町4-36先十貫坂上交差点	8:30-22	
2	区道	中新通り	本町3-33先青梅街道中野新橋入口交差点	弥生町2-20先	7:30-22	
3	区道	本郷通り	弥生町5-27先富士見橋	弥生町1-8先長者橋	7:30-22	
4	主要地方道433号	大久保通り	中野3-3先	東中野1-1先	7:30-22	
5	主要地方道14号	方南通り	南台5-25先	南台1-1先	7:30-22	

重点地域

◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(中野通り、青梅街道、早稲田通り、山手通り)周辺	7:30-22	

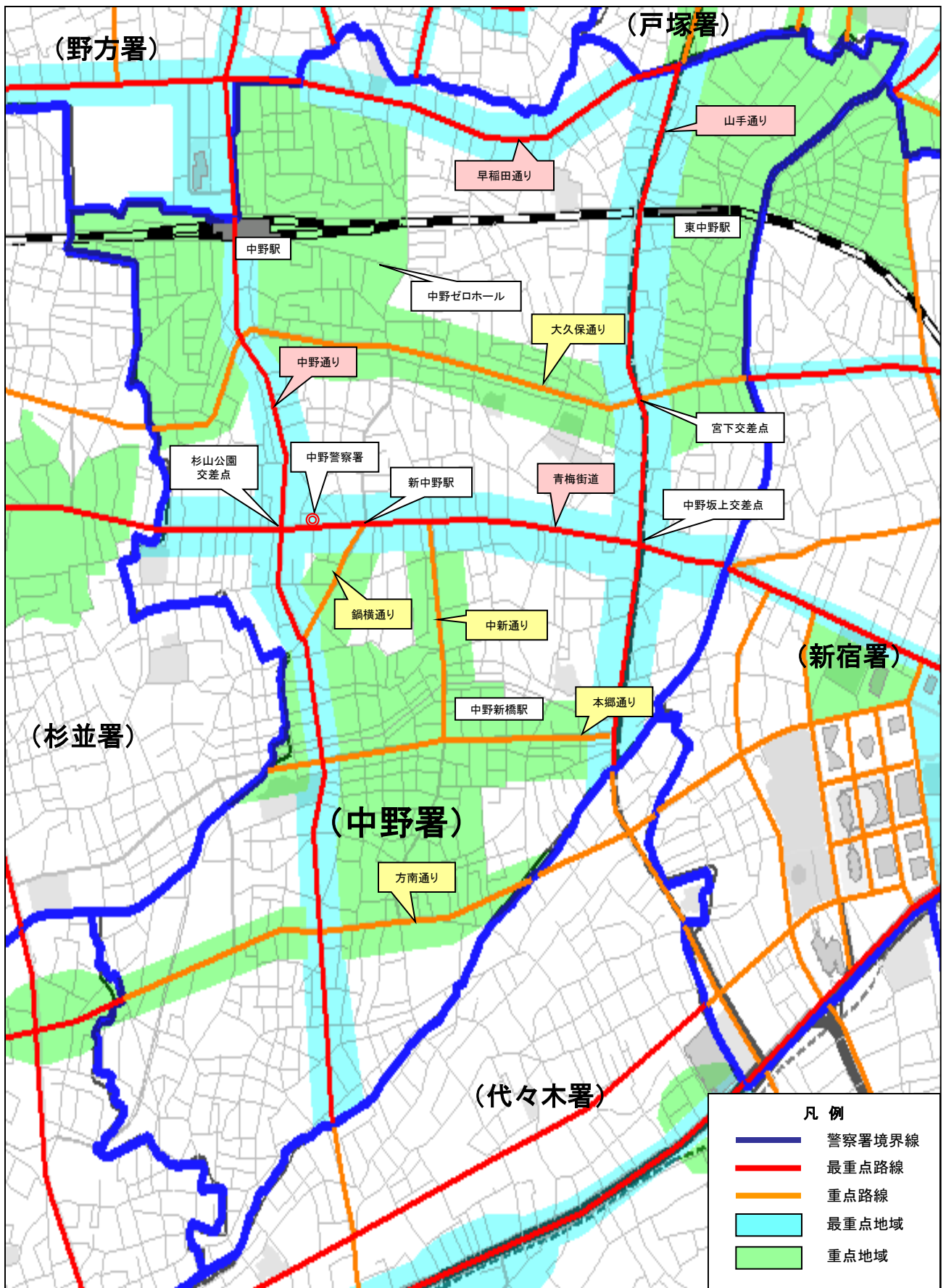
◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(鍋横通り、中新通り、本郷通り、大久保通り、方南通り)周辺	7:30-22	
2	JR中野駅を含む中野2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び周辺	8:30-22	
3	JR東中野駅を含む東中野1丁目、4丁目、5丁目及び周辺	8:30-22	
4	地下鉄中野新橋駅を含む弥生町2丁目、3丁目、4丁目及び周辺	7:30-22	
5	本町5丁目及び周辺	7:30-22	

◎ 自動二輪、原付重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(中野通り、青梅街道、早稲田通り、山手通り)周辺	7:30-22	
2	重点路線(鍋横通り、中新通り、本郷通り、大久保通り、方南通り)周辺	7:30-22	
3	JR中野駅を含む中野2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び周辺	8:30-22	
4	JR東中野駅を含む東中野1丁目、4丁目、5丁目及び周辺	8:30-22	
5	地下鉄中野新橋駅を含む弥生町2丁目及び周辺	7:30-22	

中野警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。

Copyright(C)ZENRIN CO.LTD.(Z17LC第199号)
この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。